

## 知的財産権ミックス戦略の分析

情報検索委員会  
第3小委員会\*

**抄 録** 近年、知的財産権ミックス戦略などと呼ばれ、特許権、意匠権、商標権などを相互に組み合わせる強い権利を構築する戦略が注目されている。

本稿では、特許権、意匠権、商標権の出願割合（知的財産権ポートフォリオ）が異なる業界（タイヤ、建設機械、自動ドア、イヤホン・ヘッドホン、小売、医療用医薬品、一般用医薬品）における知的財産権ミックスについて、特に異なる知的財産権（特許権と意匠権、又は、意匠権と商標権）の補完的利用の観点から、具体的事例を分析した結果について報告する。

また、意匠との補完的利用が報告されている立体商標については、グローバルに俯瞰すべく日本、米国、欧州における出願傾向及び補完的利用事例を調査し、商標との補完的利用が報告されている欧州グラフィックシンボル意匠については、日本企業の出願傾向及び補完的利用事例を調査したので、その結果についても報告する。

### 目 次

1. はじめに
  1. 1 背 景
  1. 2 本稿の目的
2. 知的財産権ポートフォリオの異なる業界における補完的な知的財産権ミックス
  2. 1 検証条件
  2. 2 検証内容
  2. 3 検証結果
3. 各業界の補完的な知的財産権ミックス事例
  3. 1 タイヤ
  3. 2 建設機械
  3. 3 自動ドア
  3. 4 イヤホン・ヘッドホン
  3. 5 小 売
  3. 6 医療用医薬品
  3. 7 一般用医薬品
4. 意匠と商標の補完的利用
  4. 1 立体商標
  4. 2 グラフィックシンボル意匠
5. まとめと提言
6. おわりに

### 1. はじめに

#### 1. 1 背 景

近年、知的財産権ミックス戦略などと呼ばれ、特許権、意匠権、商標権などを相互に組み合わせる強い権利網を構築する戦略が注目され、特許権と意匠権の補完的利用<sup>1)~3)</sup>や意匠権と商標権の補完的利用<sup>4)~6)</sup>についての分析結果が報告されている。また、特許権、意匠権、商標権の知的財産権ミックスの具体的事例の分析結果も報告されている<sup>7), 8)</sup>。

#### 1. 2 本稿の目的

特許権、意匠権、商標権の出願割合（知的財産権ポートフォリオ）が異なる業界では、補完的な知的財産権ミックスのあり方も異なるもの

\* 2016年度 The Third Subcommittee, Information Search Committee

と思われる。

しかしながら、既存の報告においては、特定企業の補完的な知的財産権ミックスの検証はされているものの、業界毎の補完的な知的財産権ミックスの傾向の検証はされていなかった。

そこで、本稿では、知的財産権ポートフォリオの異なる業界における補完的な知的財産権ミックスの傾向について検証した結果を報告する。

また、業界別にみる観点とは別に、意匠との補完的利用が報告<sup>7), 8)</sup>されている立体商標については、グローバルに俯瞰すべく、日本、米国、欧州における出願傾向及び補完的利用事例を調査し、商標との補完的利用が報告<sup>6)</sup>されている欧州グラフィックシンボル意匠については、日本企業の出願傾向及び補完的利用事例を調査したので、その結果についても報告する。

## 2. 知的財産権ポートフォリオの異なる業界における補完的な知的財産権ミックス

本章では、知的財産権ポートフォリオの異なる業界における補完的な知的財産権ミックスの傾向について検証した結果を報告する。

なお、各業界の補完的な知的財産権ミックスの具体的事例は、次章で報告する。

### 2.1 検証条件

#### (1) 業界

知的財産権ポートフォリオの異なる業界としては、タイヤ、建設機械、自動ドア、イヤホン・ヘッドホン、小売、医療用医薬品、一般用医薬品の7つの業界を対象とした。

ここで、イヤホン・ヘッドホン、小売、一般医薬品の業界は、一般消費者向けのビジネス(BtoCビジネス)が主であり、建設機械、自動ドア、医療用医薬品の業界は、企業向けビジネス(BtoBビジネス)が主であり、タイヤ業界は、一般消費者向けと企業向けのビジネスの両面が

あるものと想定して、ビジネス形態と補完的な知的財産権ミックスの関係についても検討するために、これらの7つの業界を選択した。

#### (2) 企業

7業界のグローバル及び／又は日本の売上上位企業27社を対象とした。

#### (3) 知的財産権

日本・米国・欧州で公報が発行された特許・意匠・商標を対象とした。日本・米国・欧州を合算したものを「世界」とした。

また、出願日が2005年1月1日から2014年12月31日までのものを対象とした。

各業界の特許、意匠、商標の検索条件を表1に示す。

表1 各業界の特許、意匠、商標の検索条件

業界	特許	意匠	商標	備考
タイヤ	「発明の名称、要約、請求の範囲」に、日本は「タイヤ」、欧米は「tire or tyre」を含むものに限定。	「ロカルノ分類：12-15」に限定。	「ニース分類：12」に限定。	
建設機械	限定なし。	限定なし。	限定なし。	
自動ドア	「IPC：B61B.E05F, E06B」+「IPC：G01V」×「発明の名称：door」に限定。	「ロカルノ分類：12-03.25-02.16-05.20-01.23-03.26-05.26-99.08-07」に限定。	「ニース分類：19」に限定。	
イヤホン・ヘッドホン	「IPC：H04R 1/10, IPC：H04R 5/033」に限定。	「ロカルノ分類：14-01」に限定。	「ニース分類：9」に限定。	
小売	限定なし。	限定なし。	限定なし。	Amazonは、Amazon Technologiesを含めた。
医療用医薬品	「IPC：A61P」に限定。	「ロカルノ分類：09-03 or 28-01」に限定。	「ニース分類：5」に限定。	
一般用医薬品	「IPC：A61P」に限定。	「ロカルノ分類：09-03 or 28-01」に限定。	「ニース分類：5」に限定。	

(4) データベース

以下のデータベースを使用した。

特許：Orbit Intelligence<sup>9)</sup>, Shareresearch<sup>10)</sup>, PatentSQUARE<sup>11)</sup>

意匠：Orbit Intelligence意匠モジュール<sup>12)</sup>, J-PlatPat<sup>13)</sup>

商標：TMview<sup>14)</sup>, J-PlatPat

2. 2 検証内容

(1) 知的財産権ポートフォリオ

各業界の各企業の世界又は日本の特許・意匠・商標の出願件数の割合を算出した。

匠・商標の出願件数の割合を算出した。

(2) 補完的な知的財産権ミックス

補完的な知的財産権ミックスの事例の抽出対象は、異なる知的財産権(特許権と意匠権, 又は, 意匠権と商標権)の補完的利用の事例とした。

ここで、「異なる知的財産権の補完的利用」とは、同一製品の全部又は一部の特徴部を異なる知的財産権で補完的に保護することと定義した。例えば、形状の特徴部を、特許権と意匠権, 又は、意匠権と商標権、で権利化することが考

表2 各業界の知的財産権ポートフォリオと補完的な知的財産権ミックス事例の有無

業界	企業	対象国	知財財産権ポートフォリオ			補完的な知的財産権ミックス事例の有無 (○:あり, ×:なし)		特許発明者と意匠創作者の重なり (%)
			■特許	□意匠	▨商標	特許と意匠	意匠と商標	
タイヤ	A社	日米欧				○	×	100 (日)
	Michelin	日米欧				○	×	50 (欧)
	Goodyear	日米欧				○	×	70 (米)
建設機械	B社	日米欧				○	×	80 (米)
	C社	日米欧				○	×	20 (日)
	D社	日米欧				○	×	50 (日)
自動ドア	Assa Abloy	日米欧				×	×	—
	E社	日米欧				○	×	60 (日)
	Dorma	日米欧				×	×	60 (欧)
イヤホン・ヘッドホン	Beats	日米欧				○	×	36 (米)
	Bose	日米欧				○	○	18 (米)
	Sennheiser	日米欧				×	×	31 (米)
小売	Wal-Mart	日米欧				×	×	—
	Costco	日米欧				×	×	—
	The Kroger	日米欧				×	×	—
	Amazon	日米欧				○	×	75 (米)
医療用医薬品	F社	日米欧				×	○	—
	G社	日米欧				×	○	—
	Sanofi	日米欧				×	×	—
一般用医薬品	H社	日				×	×	0 (日)
	I社	日				×	○	0 (日)
	J社	日				×	×	0 (日)
	K社	日				×	×	0 (日)
	L社	日				×	×	0 (日)
	M社	日				×	×	0 (日)
	N社	日				×	×	40 (日)
	O社	日				×	○	10 (日)

えられる。異なる知的財産権で補完的に保護することで、当該製品に関する権利行使性の向上や権利期間の拡大等の効果が期待できるものである。

特許と意匠の補完的な知的財産権ミックス事例については、例えば、特許発明者と意匠創作者とが重複しており、特許出願及び意匠出願に使われている図面が類似しているものなどを抽出した。また、意匠と商標の補完的な知的財産権ミックス事例については、意匠と立体商標や位置商標などに使われている図面が類似しているものなどを抽出した。

### (3) 特許発明者と意匠創作者の重なりを検証

各業界の各企業の本社所在国／地域（日本・米国・欧州のいずれか）において、意匠創作件数上位10名の創作者が特許出願している割合を算出した。例えば、10名の意匠創作者のうち5名が特許出願をしている場合は50%の重なりとした。

## 2.3 検証結果

各業界の各企業の知的財産ポートフォリオと補完的な知的財産権ミックス事例の有無と特許発明者と意匠創作者との重なり割合を前掲表2に示す。

### (1) 知的財産権ポートフォリオ

タイヤ、建設機械、自動ドアの業界では特許の出願割合が高く、小売、医療用医薬品、一般用医薬品の業界では商標の出願割合が高い傾向があった。また、タイヤ、イヤホン・ヘッドホンの業界では、他業界と比較して、意匠の出願割合が高い傾向があった。

### (2) 補完的な知的財産権ミックス

特許と意匠との補完的な知的財産権ミックスは、特許の出願割合が高い業界（タイヤ、建設

機械、自動ドア、一部の小売）と意匠の出願割合が比較的高い業界（タイヤ、イヤホン・ヘッドホン）において確認できた。

また、意匠と商標との補完的な知的財産権ミックスは、商標の出願割合の高い業界（医療用医薬品、一般用医薬品）と意匠の出願割合が他業界と比較して高い業界（イヤホン・ヘッドホン）において確認できた。

具体的には、特許と意匠の補完的な知的財産権ミックスは10社／27社（37%）、意匠と商標の補完的な知的財産権ミックスは5社／27社（19%）で確認できた。また、特許と意匠の出願割合の高いタイヤ、建設機械、自動ドア、イヤホン・ヘッドホンの業界でみると、9社／12社（75%）で特許と意匠の補完的な知的財産権ミックスが確認でき、商標の出願割合の高い小売、医療用医薬品、一般用医薬品の業界では、4社／15社（27%）で意匠と商標の補完的な知的財産権ミックスが確認できた。

### (3) 特許発明者と意匠創作者の重なりを検証

特許発明者と意匠創作者の重なり割合が高い業界（タイヤ、建設機械、自動ドア、イヤホン・ヘッドホン、一部の小売）において、特許と意匠との補完的な知的財産権ミックスが確認できた。なお、表2において、意匠出願件数が少なく意匠創作件数上位10名が抽出できない企業は、「-」で示した。

### (4) 考察

知的財産権ポートフォリオの異なる7業界27社の補完的な知的財産権ミックスの傾向を調査した結果、全体の大まかな傾向として、「特許と意匠の出願割合の高い業界では、特許と意匠の補完的な知的財産権ミックスがあり、意匠と商標の出願割合の高い業界では、意匠と商標の補完的な知的財産権ミックスがあること」を確認できた。このことから、各業界の売上上位企

業において、知的財産ポートフォリオの特性に応じた補完的な知的財産権ミックス戦略が採られている傾向があるものと推察される。

また、特許と意匠との補完的な知的財産権ミックスは、一般消費者向けのビジネス（BtoCビジネス）が主であると想定したイヤホン・ヘッドホン、小売の業界だけでなく、企業向けビジネス（BtoBビジネス）が主であると想定した建設機械、自動ドアの業界においても確認できた。そして、意匠と商標との補完的な知的財産権ミックスは、一般消費者向けのビジネス（BtoCビジネス）が主であると想定したイヤホン・ヘッドホン、一般用医薬品の業界だけでなく、企業向けビジネス（BtoBビジネス）が主であると想定した医療用医薬品の業界においても確認できた。このことから、今回の各業界の想定したビジネス形態の分類が妥当であると仮定すると、一般消費者向けのビジネス（BtoCビジネス）又は企業向けビジネス（BtoBビジネス）の形態によらず、特許と意匠との補完的な知的財産権ミックス、意匠と商標との補完的な知的財産権ミックスのどちらも利用されているものと推察される。

そして、特許発明者と意匠創作者の重なり割合が高い業界において、特許と意匠との補完的な知的財産権ミックスが多い傾向にあることを確認した。このことから、技術開発とデザイン開発とを一体的に行っている業界や企業においては、特許と意匠との補完的な知的財産権ミックスの活用度が高いものと推察される。

### 3. 各業界の補完的な知的財産権ミックス事例

各業界（タイヤ、建設機械、自動ドア、イヤホン・ヘッドホン、小売、医療用医薬品、一般用医薬品）における補完的な知的財産権ミックス事例を以下に説明する。

## 3. 1 タイヤ

### (1) 特許と意匠の補完的な知的財産権ミックス事例

A社の補完的な知的財産権ミックス事例を図1に、Michelin社の補完的な知的財産権ミックス事例を図2に、Goodyear社の補完的な知的財産権ミックス事例を図3に示す。いずれも、発明者と創作者の一部が同一人物であり、意匠は部分意匠を複数組み合わせた多面的な出願がされている。A社は特許出願の後に意匠出願をしているが、Michelin社とGoodyear社は意匠出願が先で特許出願が後である。

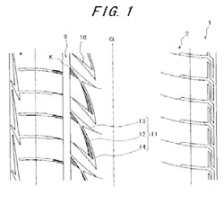
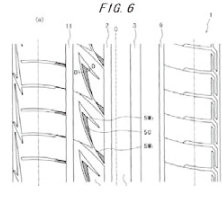


特許	特許
US8267132 出願日：2008/09/29 登録日：2012/09/18 発明者：F等 名称：Pneumatic tire	US9174497 出願日：2008/05/09 登録日：2015/11/03 発明者：F等 名称：Pneumatic tire with tread having chamfered circumferential groove portion of bent auxiliary groove
	
意匠	意匠
USD686971 出願日：2011/11/09 登録日：2013/07/30 創作者：F等 名称：Tread portion of an automobile tire	USD675975 出願日：2011/11/09 登録日：2013/02/12 創作者：F等 名称：Tread portion of an automobile tire
	

図1 A社の事例

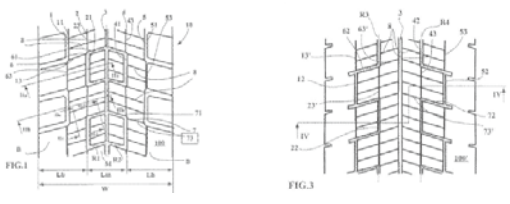
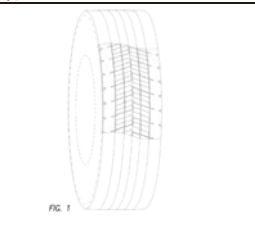
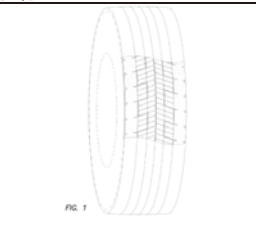
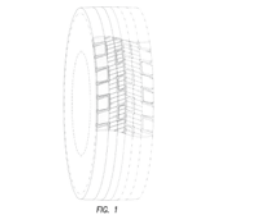
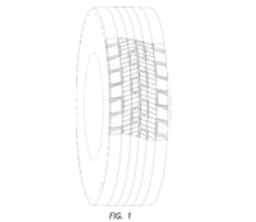
特許	
US15/100839 出願日：2014/11/27 登録日：－ 発明者：Bardin Damien等 名称：EVOLVING TREAD TIRE	
	
意匠	意匠
USD746219 出願日：2014/04/25 登録日：2015/12/29 創作者：Bardin Damien等 名称：TREAD TIRE	USD745450 出願日：2014/04/24 登録日：2015/12/15 創作者：Bardin Damien等 名称：TREAD TIRE
	
意匠	意匠
USD745449 出願日：2014/04/21 登録日：2015/12/15 創作者：Bardin Damien等 名称：TREAD TIRE	USD717237 出願日：2014/04/17 登録日：2014/11/11 創作者：Bardin Damien等 名称：TREAD TIRE
	

図2 Michelin社の事例

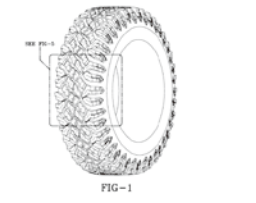

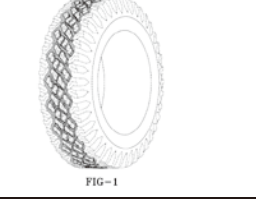

特許	意匠
US9027611 出願日：2008/09/11 登録日：2015/05/12 発明者：Bonko Mark Leonard等 名称：Multi-purpose tire	USD601948 出願日：2008/09/11 登録日：2009/10/13 発明者：Bonko Mark Leonard等 名称：Center tread for atire
	
意匠	意匠
USD601947 出願日：2008/02/01 登録日：2009/10/13 発明者：Bonko Mark Leonard等 名称：tire	USD639233 出願日：2008/02/01 登録日：2011/06/07 発明者：Bonko Mark Leonard等 名称：tire with surface pattern
	

図3 Goodyear社の事例

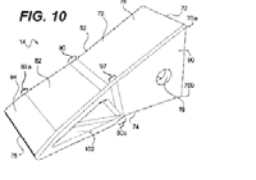
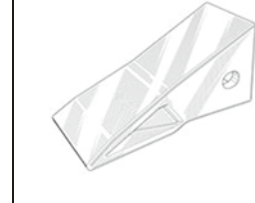
特許	意匠
特表2014-533331 優先日：2011/10/10 登録日：－ 発明者：W 名称：チップおよびアダプタを備えた 地面係合器具のツメ組立体	意匠1468924 優先日：2011/10/7 登録日：2013/04/05 創作者：W 名称：自走式建設機械用パケット チップ
	

図4 B社の事例

### 3. 2 建設機械

#### (1) 特許と意匠の補完的な知的財産権ミックス事例

B社の補完的な知的財産権ミックス事例を図4に、D社の補完的な知的財産権ミックス事例を図5に示す。図4は、発明者氏名と創作者氏名が同一であり、特許出願の優先日と意匠出願の優先日が近い事例である。一方、図5は、発明者氏名と創作者氏名が同一であり、秘密意匠として意匠出願して、意匠登録後に特許出願している事例である。

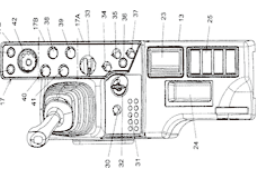
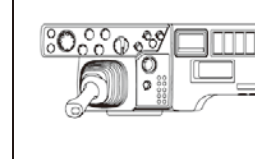
特許	意匠
特許5386473 出願日：2010/12/24 登録日：2013/10/11 発明者：H 名称：建設機械	意匠1383187 出願日：2009/03/27 登録日：2010/02/19 創作者：H 名称：建設機械用操作盤
	

図5 D社の事例

### 3.3 自動ドア

#### (1) 特許と意匠の補完的な知的財産権ミックス事例

E社の補完的な知的財産権ミックス事例を図6、図7に示す。図6は、発明者氏名と創作者氏名が同一であり、特許と意匠とを同日に出願している事例である。また、図7は、発明者氏名と創作者氏名の一部が同一であり、特許出願後に、意匠出願している事例である。

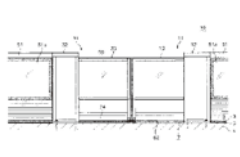
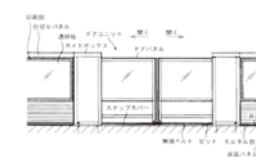
特許	意匠
特許4444756 出願日：2004/08/18 登録日：2010/03/31 発明者：O, T 名称：プラットホームドア装置及びその設置方法	意匠1477184 出願日：2004/08/18 登録日：2013/07/19 創作者：O, T 名称：プラットホーム用自動ドア
	

図6 E社の事例その1

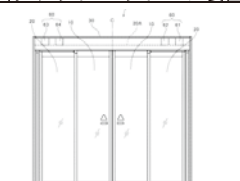
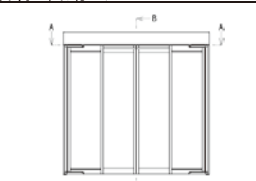
特許	意匠
特許5743621 出願日：2011/03/16 登録日：2015/07/01 発明者：N, T 名称：グライドスライドドア装置	意匠1442608 出願日：2011/11/18 登録日：2012/04/27 創作者：T, O 名称：自動ドア
	

図7 E社の事例その2

### 3.4 イヤホン・ヘッドホン

#### (1) 特許と意匠の補完的な知的財産権ミックス事例

Bose社の補完的な知的財産権ミックス事例を図8に、Beats社の補完的な知的財産権ミックス事例を図9に示す。図9は、発明者氏名と創作者氏名が同一であり、特許と意匠との出願日が近い事例である。

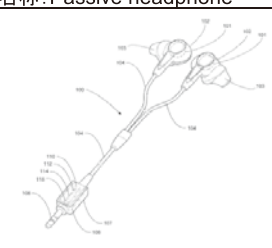
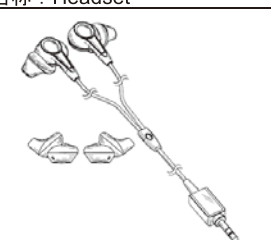
特許	意匠
US8073181 出願日：2006/12/27 発明者：Paricles N Bakalos等 名称：Passive headphone	USD558735 出願日：2006/05/09 創作者：Adam A Carr等 名称：Headset
	

図8 Bose社の事例

特許	意匠
US9084055 出願日：2011/12/22 発明者：Robert Bruner 名称：Audio listening system	USD657344 出願日：2012/01/23 創作者：Robert Bruner 名称：Audio listening system
	

図9 Beats社の事例

#### (2) 意匠と商標の補完的な知的財産権ミックス事例

Bose社の補完的な知的財産権ミックス事例を図10に示す。イヤホンコードの模様を位置商標として登録するとともに、意匠としても登録している事例である。



意匠	商標
USD686191 出願日：2012/07/10 登録日：2013/07/16 名称：Set of headphones with orange and white details	US4370745 出願日：2012/03/27 登録日：2013/07/23 名称：undefined
	

図10 Bose社の事例

### 3.5 小 売

#### (1) 特許と意匠の補完的な知的財産権ミックス事例

Amazon社のグラフィカル・ユーザー・インターフェース関連での補完的な知的財産権ミックス事例を図11に示す。

発明者と創作者が同一人物であり、特許と意匠とを同日に出願している事例である。

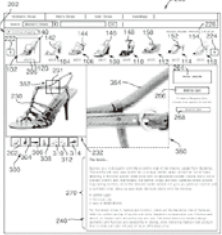

特許	意匠
US9075492 出願日:2007/03/30 権利者: Amazon Technologies, Inc. 発明者: Scott; Sean M. 名称: Method and system for displaying items	USD573603 出願日:2007/03/30 権利者: Amazon Technologies, Inc. 創作者: Scott; Sean M. 名称: User interface for a portion of a display screen
	

図11 Amazon社の事例

### 3.6 医療用医薬品

#### (1) 意匠と商標の補完的な知的財産権ミックス事例

F社の補完的な知的財産権ミックス事例を図12に、G社の補完的な知的財産権ミックス事例を図13に示す。

F社の事例はロゴが付された錠剤の形状であるが、G社の事例はロゴが付されていない錠剤の形状である。

また、F社の事例は、意匠と立体商標の出願日は同日であるのに対して、G社の事例は、意匠出願後1年以上経過後に商標出願しており、長年の使用により識別性を獲得した商標(PRINCIPAL-2 (F))として登録されている。



意匠	立体商標
EM002531707-0001 出願日:2014/09/04 登録日:2014/09/19 名称: Pharmaceutical products	EM013228937 出願日:2014/09/04 登録日:2015/01/08 商品: Pharmaceutical preparations
	

図12 F社の事例


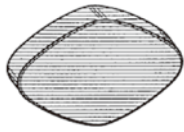
意匠	立体商標
USD0432641 出願日:1998/04/07 登録日:2000/10/24 名称: Pharmaceutical tablet	US2593407 出願日:1999/06/10 登録日:2002/07/16 商品: Pharmaceutical preparation
	

図13 G社の事例

### 3.7 一般用医薬品

#### (1) 意匠と商標の補完的なミックス事例

I社及びO社の医薬品の包装材に関する補完的な知的財産権ミックス事例を図14~16に示す。

図14及び図15は、意匠と立体商標との補完的な知的財産権ミックス事例である。意匠出願後、かなりの年数が経過した後に、ロゴの付された立体形状を立体商標として出願している事例である。

また、図16は、意匠と位置商標との補完的な知的財産権ミックス事例である。我が国では、平成26年商標法改正によって、2015年4月1日より、位置商標を出願することができるようになった。図16の事例では、位置商標は登録されていないが、今後、意匠と位置商標との補完的な知的財産権ミックス事例も増えるものと思われる。



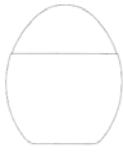
意匠	立体商標
意匠登録1079881 出願日:1999/06/14 登録日:2000/05/12 名称:包装用容器	商標登録5333807 出願日:2009/07/30 登録日:2010/06/25 商品:眼科用剤
	(表示省略)

図14 I社の事例


意匠	立体商標
意匠登録1267133 出願日:2004/10/26 登録日:2006/02/17 名称:包装用噴霧器	商標登録5236854 出願日:2008/01/11 登録日:2009/06/05 商品:スプレー式薬剤
	(表示省略)

図15 O社の事例その1



意匠	位置商標
意匠登録1404335 出願日:2010/05/28 登録日:2010/11/26 名称:包装用箱	商願2015-29829 出願日:2015/04/01 登録日:— 商品:貼付剤
	

図16 O社の事例その2

## 4. 意匠と商標の補完的利用

立体商標については、グローバルに俯瞰すべく、日本、米国、欧州における出願傾向及び補完的利用事例を調査し、商標との補完的利用が報告されている欧州グラフィックシンボル意匠については、日本企業の出願傾向及び補完的利用事例を調査した。

なお、立体商標は、長期に亘り形状が不変である製品等を半永久的に保護することができるメリットがあり、欧州グラフィック意匠は、意匠の物品性が要求されずに、グラフィックシンボルのみで保護対象となるメリットがあるので、補完的利用がされているものと思われる。

### 4. 1 立体商標

#### (1) 日米欧の立体商標出願割合の高い商標区分上位

日本、米国、欧州において、各商標区分における商標出願件数に占める立体商標出願件数の割合（立体商標出願割合）が高い上位5区分を表3に示す。

表3 日本、米国、欧州における立体商標出願割合の高い商標区分上位5区分

立体商標出願割合の高い区分の順位	日本	米国	欧州
1	第33類 ビールを除くアルコール飲料	第15類 楽器	第33類 ビールを除くアルコール飲料
2	第4類 工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤	第33類 ビールを除くアルコール飲料	第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール
3	第14類 貴金属、貴金属製品であつて他の類に属しないもの、宝飾品及び時計	第13類 火器及び火工品	第30類 加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）、調味料 他
4	第28類 がん具、遊戯用具及び運動用具	第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール	第21類 家庭用又は台所用の自動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
5	第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール	第21類 家庭用又は台所用の自動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品	第29類 動物性の食品、加工野菜 他

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

日本、米国、欧州における立体商標出願割合の高い商標区分上位5区分を調査した結果、日本、米国、欧州の全てにおいて、商標区分の第32類(アルコールを含有しない飲料及びビール)及び第33類(ビールを除くアルコール飲料)が含まれており、これらの区分において立体商標の活用度が高いことが確認できた。

また、例えば、第33類の立体商標出願割合を算出すると、日本0.59%(立体商標出願件数260/商標出願件数44,117)、米国0.28%(立体商標出願件数72/商標出願件数19,509)、欧州2.30%(立体商標出願件数1,457/商標出願件数63,372)であり、欧州において、立体商標出願割合が高いことを確認した。

なお、調査データベースは、日本はJ-PlatPat、米国は米国特許商標庁のTESS<sup>15)</sup>と世界知的所有権機関(WIPO)のGlobal Brand Database<sup>16)</sup>、欧州はTMviewを用いた。

ここで、J-PlatPatにおいては、係属又は有効である商標のみを対象とした。

そして、米国特許商標庁のデータベースにおいては、立体商標のみを抽出するフラグが存在しないため、「Description of Mark」に「three dimensional」「3 dimensional」「three dimension」「3 dimension」のいずれかの記載があり、「Mark Drawing Code」が「DESIGN ONLY」であるものを抽出した。そのため、米国では、立体商標を網羅的には抽出できていない。

## (2) 日米欧の立体商標出願件数上位企業

日本、米国、欧州における立体商標出願上位企業の業種及び立体商標と補完的な意匠権の有無をそれぞれ表4、表5、表6に示す。

表4 日本における立体商標出願上位企業の業種及び立体商標と補完的な意匠権の有無

出願件数	出願人	業種	立体商標と補完的な意匠権の有無 (○:あり,×:なし)
43	ファミリーマート	コンビニ	×
37	ダイムラー	車	×
22	I社	医薬品	○
19	P社	食品	×
16	Q社	時計	×
16	中野製薬	医薬品	×
15	MSD	医薬品	×
14	LAURENT-PERRIER	食品	×
14	R社	住宅	×
14	S社	ゲーム	×
14	O社	医薬品	○
14	N社	医薬品	○
14	T社	電話	×

表5 米国における立体商標出願上位企業の業種及び立体商標と補完的な意匠権の有無

出願件数	出願人	業種	立体商標と補完的な意匠権の有無 (○:あり,×:なし)
27	GT Beverage	食品	×
24	SPIGEN	スマホケース	○
22	The Gelateria Ice Cream. Dessert. Lounge	飲食店	×
22	Spigen Korea	スマホケース	○
22	U社	医薬品等	○
22	Reckitt Benckiser	洗剤等	○
18	IdeaStream Consumer Products	収納箱	○
17	Hershey Chocolate & Confectionery	食品	×
16	DIAGEO NORTH AMERICA	食品	○
14	Kason Industries	金属部品	○
14	ElizaGray	かばん	×
14	JELLY BELLY CANDY	食品	○

表6 欧州における立体商標出願上位企業の業種及び立体商標と補完的な意匠権の有無

出願件数	出願人	業種	立体商標と補完的な意匠権の有無 (○:あり,×:なし)
135	V社	洗剤等	×
91	Unilever	消費財, 食品等	○
84	Colgate-Palmolive	洗剤等	○
68	Mars	食品	○
66	Chivas Holdings	食品	○
53	Henkel AG	洗剤等	○
46	Reckitt Benckiser	洗剤等	○
41	ALLIED DOMECQ SPIRITS & WINE	食品	○
40	Jaguar Land Rover	自動車	○
35	The Coca-Cola	食品	○

立体商標出願件数が多い業種は、日本は医薬品、米国は食品、欧州は食品・洗剤であった。また、立体商標出願件数上位企業において、立体商標と補完的な意匠権を有している企業の割合は、日本が23%（3社/13社）と低いのに対し、米国67%（8社/12社）、欧州90%（9社/10社）と高い結果になった。

(3) 日米欧の立体商標とその立体商標と補完的な意匠権の事例

日本、米国、欧州における立体商標と立体商標と補完的な意匠権の事例をそれぞれ図17～図22に示す。


意匠	立体商標
意匠登録1369694 出願日: 2008/02/05 登録日: 2009/08/14 名称: 貼り薬	商標登録5533014 出願日: 2012/06/14 登録日: 2012/11/02 商品: 貼付用薬剤
	(表示省略)

図18 日本の事例その2

意匠	立体商標
意匠登録USD525140 出願日: 2005/03/17 登録日: 2006/07/18 名称: Bottle	商標出願US78593596 出願日: 2005/03/23 登録日: - 商品: Alcoholic beverages
	

図19 米国の事例その1

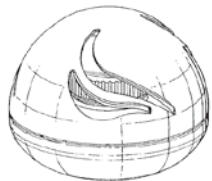

意匠	立体商標
意匠登録USD484585 出願日: 2002/09/12 登録日: 2003/12/30 名称: Air freshener device	商標出願US2937110 出願日: 2002/02/28 登録日: 2005/03/29 商品: Perfuming preparations
	

図20 米国の事例その2


意匠	立体商標
意匠登録1149847 出願日: 2001/12/04 登録日: 2002/06/21 名称: 包装用容器	商標登録5333808 出願日: 2009/07/30 登録日: 2010/06/25 商品: 眼科用剤
	(表示省略)

図17 日本の事例その1



意匠	立体商標
意匠登録EM000426689-0001 出願日: 2005/11/04 登録日: 2005/11/04 名称: Bottle	商標登録EM005104112 出願日: 2006/05/10 登録日: 2007/05/04 商品: Laundry detergents
	

図21 欧州の事例その1

意匠	立体商標
意匠登録EM001070130-0001 出願日：2009/01/14 登録日：2009/01/14 名称：Bottle	商標登録EM011570629 出願日：2013/02/13 登録日：2013/06/29 商品：Alcoholic beverages
	

図22 欧州の事例その2

## 4. 2 グラフィックシンボル意匠

### (1) 日本企業の欧州グラフィックシンボル意匠の出願件数上位企業

日本企業の欧州グラフィックシンボル意匠の出願件数上位企業、その欧州グラフィックシンボル意匠と補完的な欧州商標の有無、及び、その欧州グラフィックシンボル意匠に対応する日本商標の有無を調査した結果を表7に示す。

表7 日本企業の欧州グラフィックシンボル意匠の出願件数上位企業、その欧州グラフィックシンボル意匠と補完的な欧州商標の有無、及び、その欧州グラフィックシンボル意匠に対応する日本商標の有無

出願件数	出願人	欧州グラフィックシンボル意匠と補完的な欧州商標の有無 (○：あり，×：なし)	欧州グラフィックシンボル意匠に対応する日本商標の有無 (○：あり，×：なし)
26	W社	○	○
21	X社	×	○
21	Y社	×	○
16	Z社	×	○
8	AA社	○	○
7	BB社	○	○
7	CC社	×	×
7	DD社	×	○
7	EE社	×	×
7	FF社	×	○

日本企業の欧州グラフィックシンボル意匠の出願件数上位企業10社中3社において、欧州グラフィックシンボル意匠と補完的な欧州商標があり、10社中8社において、欧州グラフィック

シンボル意匠とそれに対応する日本商標があることを確認した。また、10社中3社において、欧州グラフィックシンボル意匠、欧州商標、それに対応する日本商標のいずれもあることを確認した。

なお、調査データベースは、意匠（Orbit Intelligence意匠モジュール）、商標（TMview, J-PlatPat）を用いた。また、意匠の検索式として、「ロカルノ分類：32-00 or 99-00」×「発行国：欧州」×「権利者：JP」を用いた。

### (2) 欧州グラフィックシンボル意匠、欧州商標、関連する日本商標の事例

日本企業における欧州グラフィックシンボル意匠、欧州商標、それに対応する日本商標のいずれもある事例を図23に示す。

事例	欧州意匠	欧州商標	日本商標
①	意匠登録 EM 000467311- 出願日：2006/01/13 登録日：2006/01/13 名称：Graphic symbols	商標登録 EM 004377578 出願日：2005/04/06 登録日：2008/04/29 商品：Advertisingなど	商標登録 JP 4907651 出願日：2005/04/06 登録日：2005/11/11 商品：広告など
②	意匠登録 EM000723390- 出願日：2007/05/15 登録日：2007/05/15 名称：Logos	商標登録 EM 008438392 出願日：2009/07/20 登録日：2010/08/30 商品：医薬品	商標登録 JP 5087863 出願日：2006/12/07 登録日：2007/11/02 商品：薬剤
③	意匠登録 EM000011424- 出願日：2003/04/01 登録日：2003/04/01 名称：Graphic symbols	商標登録 EM 007244387 出願日：2008/09/19 登録日：2009/06/02 サービス：Advertisingなど	商標登録 JP 4661425 出願日：2002/04/16 登録日：2003/04/11 商品：金属加工機械器具など

図23 日本企業の事例

## 5. まとめと提言

本稿では、特許権、意匠権、商標権の出願割合（知的財産権ポートフォリオ）が異なる各業界における補完的な知的財産権ミックスについて、特に知的財産権の補完的利用の観点から、具体的事例を分析した。その結果、全体の大まかな傾向として、「特許と意匠の出願割合の高い業界では、特許と意匠の補完的な知的財産権ミックスがあり、意匠と商標の出願割合の高い業界では、意匠と商標の補完的な知的財産権ミ

ックスがあること」を確認した。このことから、各業界の売上上位企業において、知的財産権ポートフォリオの特性に応じた補完的な知的財産権ミックス戦略が採られている傾向があるものと推察される。

したがって、日本企業においては、補完的な知的財産権ミックスを特定の企業のみが実施している特別な事例であるとは捉えることなく、各々の業界の知的財産権ポートフォリオの特性を考慮した上で、補完的な知的財産権ミックス戦略の活用を検討すべきである。

また、本稿では、意匠との補完的利用が報告されている立体商標については、グローバルに俯瞰すべく、日本、米国、欧州における出願傾向及び補完的利用事例を調査し、商標との補完的利用が報告されている欧州グラフィックシンボル意匠については、日本企業の出願傾向及び補完的利用事例を調査した。その結果、「立体商標出願件数上位企業において、意匠との補完的な知的財産権ミックスを行っている企業の割合は、日本が低いのに対し欧米が高いこと」、「立体商標出願件数が多い業種は、日本は医薬品、米国は食品、欧州は食品・洗剤であること」、「日本企業において、日本で商標として登録しているものを、欧州でグラフィックシンボル意匠と商標で登録している事例が複数あること」を確認した。

したがって、日本企業においては、欧米の立体商標や欧州グラフィックシンボル意匠を、その特性を考慮した上でさらに活用すべきである。

日本企業が補完的な知的財産権ミックス戦略をさらに活用することによって、自社製品に関する権利行使性の向上や権利期間の拡大等を図り、グローバルな競争で優位に立つことを期待する。

## 6. おわりに

本稿では、補完的な知的財産権ミックスの事

例を分析したが、権利行使性の向上などの補完的な知的財産権ミックスの効果の検証、効果的に補完的な知的財産権ミックスを行うための出願タイミングの検証、各国の法制度に応じた最適な補完的な知的財産権ミックスの検証などは、今後の課題である。

本稿が自社の知的財産権ミックス戦略に活かす助けになれば幸いである。

なお、本稿は、2016年度情報検索委員会第3小委員会委員である清水剛(TOTO, 副委員長)、飯田将司(グンゼ)、加藤明宏(旭化成)、廣部由紀(日本特殊陶業)、吉村裕子(大日本印刷)の執筆によるものである。

## 注 記

- 1) 渡辺和宏, 特許権と意匠権によるGUIの保護, パテント, Vol.65, No.4 (2012)
- 2) 平成24年度意匠委員会第2委員会活性化第1部会, 事例から考察する意匠制度活用について, パテント, Vol.66, No.11 (2013)
- 3) 平成25年度意匠委員会第2委員会活性化部会, 意匠権活用事例の検討, パテント, Vol.67, No.10 (2014)
- 4) 鈴木公明, 非技術的知財のマネジメント, 知財管理, Vol.65, No.4, pp.532~547 (2015)
- 5) 一般財団法人知的財産研究所, 平成25年度我が国における技術革新の加速化に向けた産業財産権の出願行動等に関する分析調査報告書 (2014)
- 6) 青木博通, 商標と意匠の関係, パテント, Vol.56, No.7 (2003)
- 7) 情報検索委員会第2小委員会, 特許, 意匠及び商標の公開情報に基づいた知財戦略の分析, 知財管理, Vol.66, No.8, pp.979~990 (2016)
- 8) 意匠委員会第2小委員会, 意匠から見た知的財産ミックスの研究, 知財管理, Vol.66, No.8, pp.991~1006 (2016)
- 9) Questel, 特許検索データベース「Orbit Intelligence」
- 10) 株式会社日立製作所, 特許情報提供サービス「Sharesearch」
- 11) パナソニック株式会社, 特許調査支援サービス「PatentSQUARE (パテントスクエア)」
- 12) Questel, 意匠検索データベース「Orbit Intelli-

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- gence 意匠モジュール」
- 13) 独立行政法人工業所有権情報・研修館，特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」  
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>
  - 14) European Union Intellectual Property Office (EUIPO)，商標データベース「TMview」  
<https://www.tmdn.org/tmview/welcome.html>
  - 15) 米国特許商標庁の商標データベース「Trademark

- Electronic Search System (TESS)」  
<https://www.uspto.gov/trademark>
- 16) 世界知的所有権機関 (WIPO) の商標データベース「Global Brand Database」  
<http://www.wipo.int/branddb/en/>

URL参照日は全て2017年2月14日

(原稿受領日 2017年5月2日)

